

鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、海外現地での介護人材確保に資する取組を促進するとともに、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減により、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長及び障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（別表1の第5欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額す

るものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産の処分に係る補助金の返還)

第9条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、県内での介護サービス又は障害福祉サービスの事業継続に努めるものとし、10年以内に正当な理由なく事業を休止又は廃止するときは、規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉

保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表 1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 外国人介護人材獲得強化事業 ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組	(1) 鳥取県内に所在する介護事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護事業者とする。） (2) 鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者とする。）	第1欄に掲げる事業実施に要する経費 （報償費、旅費、人件費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費）	10 / 10	1法人につき 500,000円
(2) 外国人介護人材定着促進事業 ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入及び活用 イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組			3 / 4	1法人につき 300,000円

年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業計画（報告）書

1 申請者情報

法人名	
役職・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2 事業内容（※実施するメニューについて「○」を選択）

(1) 外国人介護人材獲得強化事業

※行程表を提出すること

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

（選択した場合）事業内容を下に記載。

--

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

（選択した場合）事業内容を下に記載。

--

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

（選択した場合）事業内容を下に記載。

--

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

（選択した場合）事業内容を下に記載。

--

本事業に対応する外国人介護人材の受入予定について記載。

事業所名（種別）	
受入時期・人数	

(2) 外国人介護人材定着促進事業

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入

(選択した場合) 購入・導入するツール、導入効果(見込み)等について具体的に記載すること。

--

イ 外国人介護人材の活躍に資するツール等の活用

(選択した場合) 実施する活用促進、効果(見込み)等について具体的に記載すること。

--

ウ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

(選択した場合) 実施する取組について具体的に記載すること。

--

3 消費税の取扱い (いずれかに○印を付けること)

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者
特定収入割合が5%を超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人、同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)
地方公共団体(特別会計で特定収入割合が5%以下である場合を除く。)

4 県内事業者への発注が困難な理由 (該当がある場合のみ記載すること)

--

年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業収支予算（決算）書

1 外国人介護人材獲得強化事業

(1) 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
県補助金	0	0	0	
その他	0	0	0	
合計	0	0	0	

(2) 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
			0	
			0	
			0	
			0	
合計	0	0	0	

2 外国人介護人材定着促進事業

(1) 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
県補助金	0	0	0	
その他	0	0	0	
合計	0	0	0	

(2) 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較	備考
			0	
			0	
			0	
			0	
合計	0	0	0	

	本年度予算額	本年度決算額	比較
総事業費	0	0	0
県補助金	0	0	0

※1 人件費には給料・報酬・社会保険料等を含む。備考欄に1人当たり単価及び対象人数を必ず記載すること。

※2 需用費には消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費を想定。

※3 役務費には通信運搬費・広告料・手数料・保険料を想定。

第 年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及び交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金交付要綱（令和6年8月28日付第202400130150号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

申請者名：

年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金に係る消費税
仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥
取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7
条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第5条の規定による補助金額の確定額
（ 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(別紙)

年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金に係る消費税仕入控除税額

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名

5 補助金額
円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経費の内訳						
	合計					

(2) 課税売上割合
%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法